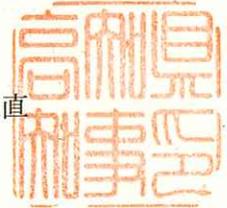


元高福政第434号  
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記について諮問します。

令和 元年 8月 7日

高知県知事 尾崎 正直



記

1 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項

下表を、条例第10条第1項第7号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	提供先
1	地域福祉政策課	兵籍簿管理業務	軍人・軍属の親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)、都道府県

# 個人情報目的外提供の制限の例外に関する調査票

(条例第 10 条第 1 項第 7 号)

令和 元年 8 月 5 日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	地域福祉政策課
個人情報取扱事務の名称	兵籍簿管理業務
個人情報を収集する目的及び理由	軍歴証明及び恩給請求事務の根拠資料として旧陸軍省（海軍省）の保管資料について移管
個人情報を収集する根拠法令等	昭和 28 年 1 月 28 日付け復復第 289 号引揚援護庁復員局庶務課長通達により、退職時本籍地世話課が保管（軍歴証明及び恩給請求事務の根拠資料）
目的外提供をする個人情報の内容	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、本籍、職業、職歴、賞罰、家族状況、学業、学歴
提供先	軍人・軍属の親族（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）、都道府県
目的外提供する理由又は必要性等	<p>① 遺族が家系図を作成したり、軍人・軍属の足跡を知りたいという際や葬祭などに使用するため。</p> <p>② 恩給関係の支給要件に該当しているか等の職歴及び在職年の確認のため。</p> <p>③ 兵籍簿により事実関係を確認する必要があるため。</p> <p>県が保管している兵籍簿は、主に陸軍から移管されたもので、海軍は国（厚生労働省）に移管されている。遺族に範囲について、県では「軍人・軍属の 3 親等内親族」としてきたが、国では、民法に準じて「6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族」としていることから、整合性を図るために国の基準と同様に変更する。（現行の「3 親等内の親族」とする基準では、戦没者について供養のために祭祀を行う兄弟の孫からの提供希望があっても対応できない。）</p>

今回提供者の基準を変えようとする理由

改正前「3親等内の親族」

改正後「親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）」

旧軍人軍属の個人情報の提供者の取り扱いについては、国が基準を示す前に各都道府県が基準を独自に決定していたが、国の基準が示されて以降も3親等内親族のままの都道府県が多数であった。

本県においても、実際に相談等される親族も3親等以内であり、要件緩和を行っていなかったようであるが、昨年度には、4親等の方からの相談もあったこともあり、要件の拡大の必要性について検討を行った結果、遺族の範囲について、国の基準に要件を合わせることが妥当の結論となった。

## 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する調査票

(条例第10条第1項ただし書に規定する条例第9条第5号)

平成13年6月12日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	高齢者福祉課
個人情報取扱事務の名称	兵籍簿管理事務
個人情報を収集する目的及び理由	申請者の特定、資格確認、兵籍簿記載者特定のため
個人情報を収集する根拠法令等	
目的外提供をする個人情報の内容	氏名・性別・年齢・生年月日・住所・本籍・職業・職歴・賞罰・家族状況・学業・学歴
提 供 先	(1) 軍人及び軍属の3親等内の親族 (2) 都道府県
目的外提供する理由又は必要性等	(1) ・遺族が家系図作成したり、息子が父親の足跡を知りたいという際に使用するため。 ・恩給関係の支給要件に該当しているか等の職歴及び在職年の確認のため。 (2) 公文書として保管されている兵籍簿により事実関係を確認するため

## 保有個人情報の開示に係る事務取扱要領

この要領は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）以下「情報公開法」という。）又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）以下「個人情報保護法」という。）に基づく開示請求の他、遺族等から開示依頼があった場合の具体的な取扱について以下のとおり定めるものである。

### 第1 定義

- 1 本事務取扱要領において「個人情報」とは、個人（死者を含む。）に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- 2 本事務取扱要領において「保有個人情報」とは、当課が保有する情報公開法に規定する行政文書のうち旧陸海軍から引き継いだ軍人軍属等に関する情報及びそれに類する情報（以下「陸海軍資料」という。）並びに旧ソ連邦抑留者に関する情報（以下「抑留者資料」という。）に記録されている個人情報を用いる。
- 3 本事務取扱要領において「本人」とは、調査対象者となる軍人軍属等及び旧ソ連邦抑留者本人をいう。
- 4 本事務取扱要領において「遺族」とは、調査対象者が死亡している場合にあって、当該調査対象者の親族（民法第725条参照）をいう。

#### (参考)

○民法（明治31年法律第9号）

第725条 左に掲げる者は、これを親族とする。

一 六親等内の血族

二 配偶者

三 三親等内の姻族

○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第233条 死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

- 5 本事務取扱要領において「行政機関等」とは、行政機関（個人情報保護法第2条に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）であつて、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由がある者をいう。

## 第2 保有個人情報の開示

### 1 開示の手続き

保有個人情報の開示に当たっては、次に掲げる申請者から、氏名（行政機関等及び法人等（法人及び法人格のない団体をいう。以下同じ。）の場合は、その名称及び代表者の氏名）、住所又は居所（行政機関等及び法人等の場合は、その所在地）、申請に係る保有個人情報を特定するに足りる事項及び利用目的等を記載した書類（陸海軍資料を申請する場合は、別紙1「旧軍人軍属の個人情報開示申請書」、抑留者資料を申請する場合は、別紙2「ロシア連邦政府から提供された旧ソ連邦抑留者個人資料の開示申請書」を使用）を提出させることを原則とし、任意の様式を用いた場合には、別紙1又は別紙2の記載事項を網羅しているか確認することとする。併せて次の(1)から(6)までに掲げる書類を提示又は提出させ、身元の確認を行う。

なお、次の(1)から(4)の申請者がこれらの書類を送付して申請をする場合には、申請者から、当該者に係る住民票の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）が記載されていない、申請前30日以内に作成されたものに限る。）を併せて送付させるものとする。

#### (1) 本人の場合

- ① 本人であることが確認できる（氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている）健康保険の被保険者証、運転免許証その他法令に基づき交付された書類（個人番号が記載されていないものに限る。（以下「身元確認書類」という。））
- ② 本人が氏名を変更している場合は、変更したことが確認できる戸籍謄本等の書類

#### (2) 遺族の場合

- ① 遺族の身元確認書類
- ② 調査対象者と遺族の続柄が確認できる戸籍謄本等の書類  
※遺族が氏名を変更している場合は、それが確認できるものを含む。
- ③ 調査対象者が氏名を変更している場合は、変更したことが確認できる戸籍謄本等の書類
- ④ 調査対象者の死亡年月日が確認できる戸籍謄本等の書類  
※抑留中死亡者資料申請のみの場合は不要

#### (3) 本人又は遺族から委任を受けた者（法人等を含む。）の場合

- ① 委任者が本人の場合は、委任者に係る前記(1)の①及び②の書類
- ② 委任者が遺族の場合は、委任者に係る前記(2)の①から④の書類
- ③ 本人又は遺族から委任を受けたことが確認できる書類（委任者の署名又は記名・捺印した委任状。申請前30日以内に作成されたものに限る。）
- ④ 申請者（受任者）の身元確認書類（個人の場合は身元確認書類。法人等の場合は、名称、事務所所在地、代表者名等を明示した受任法人等であることが確認できる文書（受任法人等の職員が来省した場合は併せて担当職員であることが確認できる身分証明書類））

#### (4) 本人又は遺族の法定代理人の場合

- ① 上記(3)の①②④について、委任者を被代理人、受任者を法定代理人と読み替えた書類

② 申請者が、戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類（申請前 30 日以内に作成されたものに限る。）

(5) 行政機関等の場合

行政機関等の申請であることが確認できる公文書類（行政機関等の職員が来省した場合は併せて担当職員であることが確認できる身分証明書類）

(6) 法人等の場合

法人等の名称、事務所所在地、代表者名等を明示した公文書類（団体の担当職員が来省した場合は併せて担当職員であることが確認できる身分証明書類）

2 開示の決定

(1) 申請書類により身元確認ができた者は、調査対象者が特定できた場合には、申請者について開示を決定し、すみやかに当該調査対象者に係る保有個人情報を開示する。調査対象者が特定できなかった場合や保有個人情報が見つからなかった場合には、その旨申請者に通知する。

(2) 申請書類により、申請者の身元確認ができなかった場合には、不開示を決定し、すみやかに申請者に通知する。

3 開示の実施

(1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付により実施する。

(2) 電磁的に記録されている保有個人情報の開示は、個人情報保護法第 24 条第 1 項及び情報公開法第 14 条第 1 項で定める方法に準じて実施する。

4 部分開示

(1) 申請に係る保有個人情報に、調査対象者及び調査対象者の親族以外の個人情報が記録されているときは、それらを除いた部分について開示する。ただし、申請する行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行上必要であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 調査対象者（死者を含む。）の名誉その他の正当な利益を損なうおそれがある個人情報については、本人（本人から委任を受けた者を含む。）以外には開示しない。ただし、申請する遺族が開示を希望する場合又は申請する行政機関等にとって法令の定める事務又は業務の遂行上必要であると認められる場合には、開示することができる。

5 第三者の場合の取扱い

(1) 個人情報保護の観点等から、第 2 の 1 (1) ～ (6) 以外の者には原則として保有個人情報は、開示しない。

(2) ただし、調査対象者について具体的な氏名をあげている場合であって、使用の目的が戦没者の慰霊であること等公益性の観点から開示することに正当性が認められるときは、死亡年月日、死亡場所及び陸海軍軍人軍属の種別の範囲内で開示する。

(3) 保有個人情報の使用の目的が、次のいずれかに該当する場合であって、保有個人情報の開示以外には、その目的を達成することが困難であると認められるときは、当該保有個人情報に係る本人又は遺族の了承を得て、その目的に必要な事項についてのみ開示する。

- ① 調査対象者となる軍人軍属等及び旧ソ連邦抑留者本人の遺族が、調査対象者の死亡状況等の詳細を知るために同一行動者である戦友を捜している場合
- ② 預託されている戦没者の遺留品の返還等、特別な目的のため戦友若しくは遺族を捜している場合
- ③ その他、保有個人情報の開示に相当な理由があるものと認められる場合

### 第3 その他

保有個人情報の開示の可否の決定等については、この要領のほか、個人情報保護法、情報公開法及び厚生労働省保有個人情報管理規程（平成17年3月23日厚生労働省訓令第3号）等の規定に準じて行い、保有個人情報の取扱いについては、保有個人情報管理要領（平成29年3月24日援護・業務課）に基づいて行うものとする。

附則（平成15年3月10日）

- 1 この取扱要領は、平成15年3月10日から適用する。
- 2 この取扱要領の実施に伴い、個人記録の閲覧及び照会に関する取扱い実施要領（平成4年9月7日業務第一課、業務第二課）は、廃止する。

附則（平成17年4月1日）

この取扱要領の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月29日）

この取扱要領の一部改正は、平成30年3月29日から施行する。

## 旧軍人軍属の個人情報開示申請書

(申請年月日) 平成 年 月 日

申請者	氏名		
	生年月日	(明・大・昭・平 年 月 日生)	
	住所	〒( )	
	電話	( )	
	調査対象者との 関係・続柄		
調査の対象者 (事項)	氏名	(旧姓 )	
	生年月日	(明・大・昭 年 月 日生)	
	本籍地または 出身地		
	調査の手がかりといたします。 おわかりの範囲でご記入ください。 ・終戦時の階級 ・所属部隊名、乗艦した艦船名 ・派遣地域 (内地、フィリピン、中国、等)		
調査する事項	(例：軍歴について、戦没状況等)		
使用の目的 (具体的に記入してください。)	(例：記録保存、家系図作成等)		
対象者の刑罰、病歴等に関する事項が記載されていた場合、開示を希望しない方は、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。		<input type="checkbox"/> 開示を希望しない	

(注1) 資料を申請する場合は、次の書類を添付してください。(住民票と戸籍は、原本をご提出ください。)

1. 申請者がご本人の場合

①申請者の本人確認ができる書類(健康保険の被保険者証、運転免許証等の写)

なお、終戦時の氏名を改姓している場合は、改姓したことがわかる書類(戸籍謄本等)

②申請者本人の住民票(申請日前30日以内に作成されたもの)

2. 申請者がご遺族である場合

①申請者の本人確認ができる書類(健康保険の被保険者証、運転免許証等の写)

②申請者本人の住民票(申請日前30日以内に作成されたもの)

③ご遺族であることを証する書類(続柄が確認できる戸籍謄本等)

④調査対象者の死亡年月日が確認できる書類(戸籍謄本等)

3. ご本人又はご遺族から委任を受けた方が申請手続きを行う場合

①委任者がご本人の場合、1. ①

②委任者がご遺族の場合、2. ①、③及び④

③受任者の本人確認ができる書類(健康保険の被保険者証、運転免許証等の写)

④受任者本人の住民票(申請日前30日以内に作成されたもの)

⑤委任状(委任者の署名、捺印したものがが必要です。)

(注2) 調査の結果、該当する資料がない場合があります。

(注3) 本紙(申請書)以外のいただいた書類(戸籍等)はお返しいたします。

平成 年 月 日  
ロシア連邦政府から提供された  
旧ソ連邦抑留者個人資料の開示申請書

申請者	ふりがな 氏名		抑留者との続柄	
	住所	(〒 )		
	電話番号			

抑留者	ふりがな 氏名		終戦時の氏名 ふりがな	
	生年月日			
	終戦時の本籍地			

## 資料検索のための参考事項

(資料調査のための手がかりといたします。おわかりの範囲で御記入願います)

- ・ 応召、入隊時の住所
- ・ 終戦時におけるご家族の住所
- ・ 抑留者の方の終戦時の家族構成 (個々に氏名とふりがなを記入してください。)  
 父 ( ) 母 ( )  
 配偶者 ( )  
 子 ( )  
 兄弟、姉妹 ( )  
 その他親族 ( )
- ・ 終戦時の身分、所属 (部隊名等)

- ※ 日本側の資料も申請される場合は、丸で囲んでください。 (申請する 申請しない)  
 ※ 申請する場合、対象者の刑罰や病歴等に関する事項が記載されていても開示を  
 (希望する 希望しない)

(注1) 資料を申請する場合は、次の書類を添付してください。(住民票と戸籍は、原本をご提出ください。)

1. 申請者がご本人の場合
  - ① 申請者の本人確認ができる書類 (健康保険の被保険者証、運転免許証等の写)  
 なお、終戦時の氏名を改姓している場合は、改姓したことがわかる書類 (戸籍謄本等)
  - ② 申請者本人の住民票 (申請日前30日以内に作成されたもの)
2. 申請者が抑留者のご遺族である場合
  - ① 申請者の本人確認ができる書類 (健康保険の被保険者証、運転免許証等の写)
  - ② 申請者本人の住民票 (申請日前30日以内に作成されたもの)
  - ③ 抑留者のご遺族であることを証する書類 (続柄が確認できる戸籍書類等)
  - ④ 抑留者が帰国後に亡くなられた場合、又は日本側の資料も申請される場合は、抑留者の死亡日が確認できる戸籍謄本等
3. ご本人又はご遺族から委任を受けた方が申請手続きを行う場合
  - ① 委任者が抑留者ご本人の場合、1. ①
  - ② 委任者がご遺族の場合、2. ①、③及び④
  - ③ 受任者の本人確認ができる書類 (健康保険の被保険者証、運転免許証等の写)
  - ④ 受任者本人の住民票 (申請日前30日以内に作成されたもの)

- ⑤ 委任状 (委任者の署名、捺印したものがが必要です。)
- (注2) 調査の結果、該当する資料がない場合があります。
- (注3) 提供する資料は、ご本人の漢字氏名以外はロシア語で書かれています。
- (注4) 本紙(申請書)以外のいただいた書類(戸籍等)はお返しいたします。